

「令和元年度（2019年度） 勤務環境改善支援事業費補助金交付要綱」の解説

医療機関向け

（令和元年（2019年）7月  
北海道保健福祉部地域医療課）

Q 1 周産期母子医療センターであれば、循環器内科や消化器内科に配置する補助者も補助の対象となるか？

【考え方】

- 周産期母子医療センターの指定又は認定を受けている医療機関においては、産婦人科・小児科等に医師事務作業補助者を配置する場合に限り、補助の対象とします。

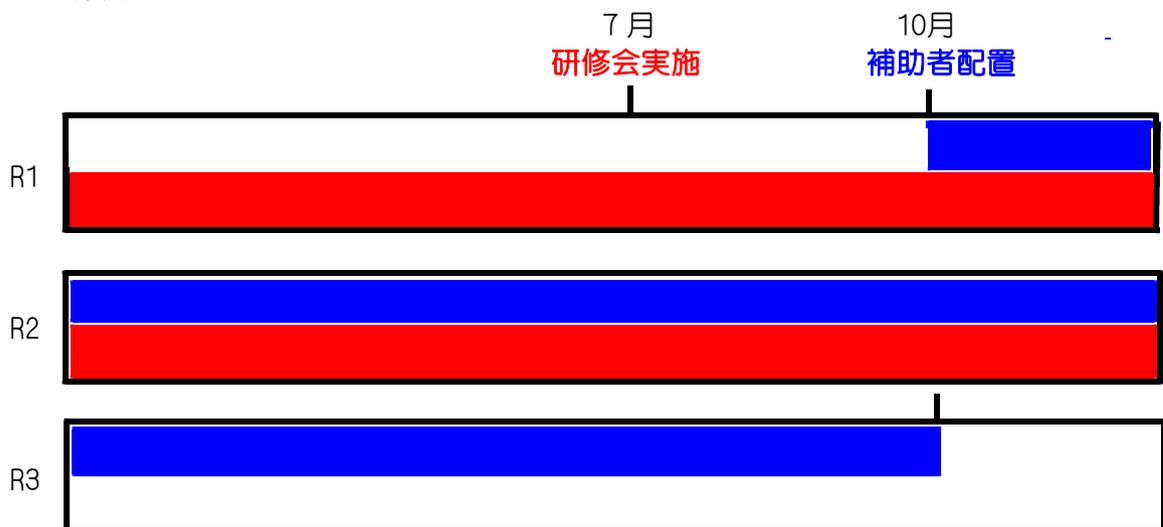
※補助事業者は、次の全ての条件を満たす医療機関の開設者とする。ただし、医師事務作業補助者（以下「補助者」という。）の配置については、別表1に掲げる医療機関（知事が指定又は認定した周産期母子医療センターを設置している医療機関を除く。）を除く。

Q 2 令和元年7月に研修会を実施し、令和元年10月から補助者を配置する場合、補助の対象となる期間の考え方はどうなる？

【考え方】

- 要綱3の補助事業等において掲げている（1）～（3）の事業に関しては、補助を受けられる期間は、2会計年度（1会計年度は、4月～3月とします。）が上限です。
- 補助者の配置については、「医師事務作業補助者を配置した時点から2年間（連続して雇用している場合に限る）」と考えます。
- ただし（4）補助者の配置も併せて申請する場合は、要綱4（1）のとおり、連続した期間が補助の対象となります。

（具体例）



※R1.4～R3.9までが補助対象期間となる。

※この補助金の補助事業者は、勤務環境改善計画に関連して実施する次の事業とし、補助を行う期間は2年間を上限とする。ただし、補助者の配置については、以下のとおりとする。

※補助対象期間は、令和元年度（2019年度）において補助者を配置している期間（補助対象とすることができる期間の合計は、連続して雇用した場合に限り、2年間を限度とする。）とする。

**【要綱：6 補助金交付額の算定方法】**

- 補助対象額は、1 団体又は1 医療機関につき 3,000,000円が上限です（補助率1/2）。補助を行う期間の上限が2 年間ですので、毎年の申請内容に応じてですが、最大1,500,000円×2 年間の補助が受けられます。
- ただし医師事務作業補助者の配置については、補助者1 人当たり月額25万円を上限とします。

※ 補助事業の実績報告の際に、すべての経費に係る支出証拠書類（領収書等）の写しを提出していただきます。また、補助事業の完了（立入）検査又は道監査委員事務局等による実地（立入）検査が行われる場合がありますので、あらかじめ留意願います。